

# 平成30年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年 第4回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年5月1日午前10時20分～午前11時25分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (12名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一		
	5 番	佐 藤 千 代 志		
	7 番	打 田 佳 史		
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (2名)	4 番	上 村 昌 規	8 番	福 家 敏 春
6 議事日程				
日程第1 総会会期の日程について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について				
日程第5 議案第1号 土地の現況証明書の交付について				
日程第6 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)				
日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)				
日程第8 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)				
日程第9 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について				
日程第10 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)				
日程第11 議案第7号 農用地利用集積計画(案)について (平成30年5月8日公告予定分)				
日程第12 議案第8号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について				
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主任 石 橋 明 奈			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

## 開 会 宣 告

○事務局長      ただいまから平成 30 年第 4 回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、4 番上村委員、福家委員から欠席の届け出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は 12 名で、会議規則第 7 条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長      みなさん、おはようございます。現地確認が少し遅れて申しわけありませんでした。件数も多かったということでお許しいただきたいと思えます。

もう私からお話しするまでもなく、昨年の大雪が嘘のような融け方で、農協の浦島専務とお話しましたら、ジャガイモ、ビートにつきましても、大体もう 8 割ぐらいが終わってるんじゃないかという状況です。順調に植え付けが進んでいて、また今日は雨が降ったということで、まだ仕事残してる人は大変だと思いますけれども、もう少し降って、あと暖気が来れば、またいいのかなと思うところでございます。

時間も遅れていますから、挨拶も長くはいたしませんけれども、二、三日前でしたか、北朝鮮と韓国、我々も研修に行きましたけど、板門店で握手をして、国境を跨いだというようなことがありました。これで世界情勢は大きくこう変わるのかなということと、アメリカがまた TPP 11 に参加しないで、日本と FTA をやるということで、農業にもたいへん厳しい状況が続きます。

本当に何があるか分からない状況にありますが、今年は順調に作業が進んでるということで、素晴らしい出来秋が来ればなと思うところであります。

今日はこの後、アグリパートナーの総会もありますので、慎重審議の上、円滑に進めていただければと、そんなふうに思っています。今日はよろしく願いいたします。

○事務局長      それでは会議規則第 4 条の規定により、議事の進行は川崎会

長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。  
本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。  
【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により3番、谷本委員、10番、浦島委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、3月30日、平成30年第3回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外12委員が出席しております。  
2番、4月5日、美瑛町農業協同組合第67回通常総代会が開催され、会長が出席しております。  
3番、4月6日、美瑛町農業再生協議会通常総会が開催され、会長が出席しております。  
4番、4月9日、富良野地方アグリパートナー協議会理事会が開催され、会長が出席しております。  
5番、4月12日、平成30年度上川地方農業委員会連合会総会が開催され、会長が出席しております。  
6番、4月12日、平成30年度、地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、会長が出席しております。  
7番、4月13日、富良野地方アグリパートナー協議会総会が開催され、会長外1委員が出席しております。  
8番、4月25日、平成30年度、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会監査が開催され、会長が出席しております。  
9番、4月25日、平成30年度、美瑛町エゾ鹿被害防止対策連絡協議会総会が開催され、会長が出席しております。  
10番、4月25日、平成30年度美瑛町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会総会が開催され、会長が出席しております。  
以上です。

- 議長 長 これでは諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ○○○○、借主 ●●●●さん外5件について、同法第18条のただし書きの規定に該当するので報告するものです。  
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○から借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月6日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第7号について、賃貸借の申請が挙がってきております。  
番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月13日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第7号にて売買の申請が上がってきております。  
番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△の内外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への基盤強化法による賃貸借でしたが、4月13日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第7号にて、売買の申請が上がってきております。  
番号4番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、委任者 ■■■■さんから借主 ●●●●さんへ基盤強化法による賃貸借でしたが、4月13日付けで合意解約です。こちらの土地については、●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が上がってきております。  
番号5番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△の内外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、委任者 ■■■■さんから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月13日付けで合意解約です。この土地につきましても、●●●●さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が挙がってきております。  
番号6番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○、

委任者 ■■■■さんから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、4月13日付で合意解約です。こちらの土地につきましても、〇〇〇〇さんの経営移譲に伴う合意解約で、後ほど議案第7号にて賃貸借の申請が挙がってきております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付について、の件を議題とします。  
議案第1号、番号1番から3番については、一括して審議いたします。

○議 長 議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。  
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった〇〇〇〇さん外2件の証明書交付の可否について次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、□□□□、地番△△△-△△、地目、登記簿田、現況非農地、面積△△△㎡です。土地所有者、□□□□ 〇〇〇〇さん、申請人 □□□□ ●●●●さん、農振農用地区域外、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域です。

この土地につきましても、平成9年頃まで他の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員からの補足説明をお願いいたします。

○◆◆委員 はい、ただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございます。この土地に関しましては、今朝、現地調査をしてまいりました。何ら問題ないと思っておりますので、どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

- 議 長            ありがとうございます。  
 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局           番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△  
 及び△△△△の内、地目、登記簿畑、現況非農地、合計面積△  
 万△、△△△㎡です。土地所有者並びに申請人は□□□□の○  
 ○○○さん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土  
 地につきましては、昭和60年頃まで畑の利用でしたが、現在  
 は農地としての利用がなく、地目変更登記の申請を予定してい  
 るものであります。  
 以上で説明を終わります。
- 議 長            ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委  
 員から補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員        はい、ただいまの土地につきまして、今朝ほど現地調査を行  
 ってまいりました。現状はですね、落葉松林と雑木林みたいにな  
 っていましたので、何ら問題ないと思います。審議の方よろ  
 しくお願いします。
- 議 長            ありがとうございます。続いて、番号3番について事務局  
 から説明をお願いします。
- 事務局           番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△  
 △、地目登記簿畑、現況雑種地、面積△△△㎡です。土地所有  
 者並びに申請人、美瑛町字□□□□ ○○○○さん、農振農用  
 地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、平  
 成15年頃まで畑での利用でしたが、現在は農地としての利用  
 はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。  
 以上で説明を終わります。
- 議 長            ただ今の説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員  
 からの補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員        今、事務局の方から説明があったんですけど、平成15年頃  
 から農地としての利用はしていないということで、今朝ほど現  
 地確認をしまして、農地に戻すということは難しいというこ  
 とで、地目変更したいという希望がありましたので、よろしくお  
 願いしたいと思います。
- 議 長            ありがとうございます。  
 番号1番から番号3番について、現地調査の結果を古川班長  
 よりお願いします。

- 古川班長 今朝7時半から2班で集まりまして現地確認に行っていました。それぞれの各担当の委員さんから、説明があったとおりにありますが、2班としまして、申請どおり認めるということに決定いたしました。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより番号1番から3番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第1号、番号1番から3番に決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題といたします。  
それでは、議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。  
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2、第1項の規定により意見を付すの審議をお願いいたします。  
番号1番、字□□□□、地番△△△-△△外△筆、登記簿、現況はそれぞれ田、畑、原野、面積計△万△、△△△㎡。所有者、申出者共に字□□□□ ○○○○さん、除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。
- 議 長 番号1番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いします。
- 古川班長 現状を見ますと、かなり急傾斜ということで、農地として難しいかなと思っておりますので、希望どおり、申請どおり認めるということで決定いたしました。  
以上です。

- 議 長 ありがとうございます。番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
- 議 長 議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定いたしました。続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示、字□□□□、地番△△△△-△、登記簿原野、現況田、面積△万△、△△△㎡、所有者申出者ともに□□□□ ○○○○さん。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 番号2番について現地調査の結果を、古川班長よりお願いします。
- 古川班長 この案件につきましては、今後、農地として利用するのは難しいということになりまして、申請どおりするということで問題なしということで決定いたしました。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより、番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。  
議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。



○議長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、有権移転の件を議題とします。

議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。

案件説明の前にご報告させていただきます。議案第4号でお諮りする農地法第3条の申請案件全4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われる、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしていることも申し添えます。

番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外△筆、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南に約△kmの箇所で権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したい、譲受人は上記利用につき承認願いますとのことです。

詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、担当委員であります◆◆委員からの補足説明をお願いします。

○◆◆委員 この後の案件にも、集積の方にも出てきますけれども、集積の方は売買となっております。条件不利地を何とか贈与をしたいということで、案件が出てますのでよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外△筆、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●への贈与による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から南に約△kmの箇所で、権利移転の理由は譲渡人は当該の農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとの事です。詳細につま

しては、議案 6 頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員からの説明をお願いいたします。

○◆◆委員 これも後で集積の方から、〇〇さんの売買についての案件がありますけれども、その中で、条件が悪いということで、悪いところを贈与したいということで、これも同じく、そういうことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。  
これより議案第 3 号、番号 1 番、2 番について、一括して質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長 それでは採決いたします。  
議案第 3 号、番号 1 番と番号 2 番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第 8、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第 4 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借。  
農地法第 3 条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった貸主 〇〇〇〇さん、借主 ●●●●さん外 1 件の許可の可否について審議を求めるものです。  
番号 1 番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△外△△筆、面積△△万△、△△△㎡につきましては、貸主 〇〇〇〇さんから借主 ●●●●さんへの使用貸借権設定申請です。申請箇所は J R 美瑛駅から南に約△kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借にて借り受けたいということです。  
詳細につきましては、議案 7 頁から 8 頁をご確認ください。

以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委員から説明をお願いします。

○◆◆委員 ●●さんは経験も豊富で、地域のリーダー役となっておりますので、心配なく、跡を引き継いでくれると思いますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
これより、議案第4号、番号1番について質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。  
議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。  
続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局  
番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△外△△筆、面積△△万△、△△△㎡につきましては、貸主○○○○さんから借主●●●●さんへの使用貸借権設定申請です。申請箇所は、JR美瑛駅から南東に約△kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのことです。  
詳細につきましては、議案9頁から10頁を確認ください。  
以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して◆◆委員から、補足説明をお願いします。

○◆◆委員 ●●●●君は、この案件が出る前から、お父さんに引き継いで、経営を主にやっていたということで、今後心配なくやってくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。

これより、議案第4号、番号2番について、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第4号、番号2番について、  
原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第9、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請  
についての件を議題とします。  
議案第5号について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、〇  
〇〇〇さんの許可の可否について審議を求めるものです。  
字名、字□□□□、地番△△△-△△△の内、地目、登記簿  
現況ともに田、面積は△△△㎡、申請箇所はJR美瑛駅から南  
東に約△△kmの箇所で、所有者 〇〇〇〇さんによる格納庫の  
建設のための転用許可申請です。申請地は、町が定める農業振  
興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林  
課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。  
農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫の建設に伴う転用  
であるため、農地法第4条第6項に該当する農振内農業用施設  
用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に  
規定する農用地利用計画において指定された用途に該当する  
ため許可することができるとされており、転用はやむを得ない  
と思われます。  
詳細につきましては、議案第11頁をご確認ください。以上  
で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◆◆委  
員の補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員 ただいまの説明のとおりなんですけれども、この倉庫に関し  
ましては、平成28年の8月に大雨が来まして、それで流され  
たということで、倉庫が無くなったということで、平成29年  
の国、道、町からの補助金ということで建てるような形で、建  
てられたものであります。その中で土地に関しましては、今、  
変更中、用途変更している最中なんですけど、建物に関しまし  
ては、平成29年に7月に建ててあります。今日、現地確認して

きましたが、物的にはきちんとなっているということで、見てきました。そういうことでよろしくお願ひします。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
議案第5号について、調査の結果を古川班長よりお願ひいたします。

○古川班長 今、担当委員の方から説明があつたとおり、災害で倉庫失くして急遽、収穫するということで、倉庫を建てなければならなくなりました。申請が遅くなつたということで、今回の申請で挙げたいということなので、事情を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
議案第5号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひします。  
【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。議案第6号、番号1番について事務局から説明をお願ひします。

○事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあつた、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名、字□□□□、地番、△△△-△△△の内、地目、登記簿現況ともに、畑、面積は△、△△△㎡、申請箇所はJR美瑛駅から西に約△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者 ●●●●さんによる格納庫建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。

申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫建設に伴う転用であるため農地法第5条第2

項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地で設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができることとされており、転用はやむを得ないと認められます。

詳細につきましては、議案12頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、担当委員であります◆◆委員の補足説明をお願いいたします。

○◆◆委員 はい。〇〇家はですね、□□□□地区でも模範となる、営農を行っています。近年の農業の大型化によりまして、倉庫が手狭になった。また、いろいろやっているということもありまして、格納庫の充実、ということで、よろしいのかなと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございました。

○議 長 議案第6号、番号1番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 担当委員さんから説明がありましたが、いろいろと今回の件につきましては、それぞれの敷地が狭くなったということで、今後、経営を充実していくためには、倉庫等がどうしても必要ということで、申請を許可申請どおり認めるとということで、班の結果がまとまりましたので、お知らせします。以上です。

○議 長 ありがとうございました。  
これより、議案第6号、番号1番について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。  
議案第6号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
それでは、議案第6号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局      番号2番、字名、字□□□□、地番△△△-△△△の内、地目、登記簿現況ともに畑、面積は△、△△△㎡、申請箇所はJR美瑛駅から南東に約△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者 ●●●●さんによる格納庫建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。  
 申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。  
 農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。  
 詳細につきましては、議案13頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議      長      ただいまの説明に関連して、担当委員であります◆◆委員の補足説明をお願いいたします。
- ◆◆委員      この件に関しましては、今朝ほど、調査の方してまいりました。既に倉庫の方は建設されておりましたが、申請を行っていなかったということで、新たに申請をお願いしたいということです。
- 議      長      ありがとうございます。
- 議      長      議案第6号、番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長      これも、担当委員さんからお話があったんですけど、現状見ますと周囲が狭いということで、格納庫を設置しましたので、問題なしに、申請どおり認めるということで決定いたしました。以上です。
- 議      長      ありがとうございます。
- 議      長      議案第6号、番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
 【なしの声】
- 議      長      質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。議案第6号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり可決されました。
- 議 長 日程第11、議案第7号、農用地利用集積計画、案について、平成30年5月8日公告予定分の件を議題とします。  
議案第7号、番号1番については、△番、◆◆委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、◆◆委員の退席をお願いいたします。  
【◆◆委員退席】
- 議 長 それでは、議案第7号、番号1番について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第7号、農用地利用集積計画案について、平成30年第4回平成30年5月8日公告予定分です。○○○○さん外16件から利用権の設定等、所有権の移転4件、賃貸借13件について申し出がありましたので、農協経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。  
番号1番、□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△円で、10a当たり△、△△△円です。期間は3年間です。○○さんはすでに離農しており、以前より別の方に貸借していましたが、更新されないことから、期間満了をもって、借主を変更し、貸借するものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第7号、番号1番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
◆◆委員の入場を認めます。



【◆◆委員入場】

- 議 長 ◆◆委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。  
 続きまして、番号2番については、△番、◆◆委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の上の規定により◆◆委員の退席をお願いいたします。

【◆◆委員退席】

- 議 長 それでは、議案第7号、番号2番について説明をお願いします。  
 番号2番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田△筆、△、△△△㎡、賃借料は△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は7年間です。こちらは相続地であり、離農のため貸し付けをするものです。  
 以上で説明終わります。

- 議 長 これより、番号2番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
 【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 それでは採決いたします。議案第7号、番号2番についての件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。◆◆委員の入場を認めます。  
 【◆◆委員入場】

- 議 長 ◆◆委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

- 議 長 議案第7号、番号3番から番号17番までの件は、一括して、審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局 番号3番及び4番は、それぞれ貸借地を借主へ売買するものです。  
 番号3番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●への売買、畑△筆、△万△、△△△㎡、売買価格は△△△万円で10a当たり△万△、△△△円です。

番号4番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの売買、畑△筆、△万△，△△△㎡、売買価格は△  
△△万△，△△△円で、10a 当たり△△万△，△△△円です。

番号5番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの売買、畑△筆、△万△，△△△㎡、売買価格は△  
△△万△，△△△円で 10a 当たり△△万円です。こちらは○  
○○○さんの離農に伴い、貸借地を売却するものです。

番号6番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの売買、畑△筆、△万△，△△△㎡、売買価格は△  
△△万△，△△△円で、10a 当たり△△万円です。こちらは貸  
借地を借主へ売却するものです。

番号7番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△，△△△㎡、賃借料は△  
万△，△△△円で 10a 当たり△，△△△円です。期間は 1 年  
間です。こちらは番号6番の農地に隣接しており、賃貸借期間  
を1年更新して、来年売買予定です。

番号8番、□□□□ ○○○○から字□□□□ ●●●●へ  
の賃貸借、田△筆、△万△，△△△㎡、賃借料は△△万△，△  
△△円で、10a 当たり△，△△△円です。期間は全契約の残期  
間で、平成30年12月4日までです。こちらは、報告第1号の  
1番で合意解約がありました。■■■■さんへ賃貸借していた  
農地ですが、今年度売り渡しを行うに当たり、受け手の変更の  
申し出があったため、新たな受け手と賃貸借契約を結ぶもので  
す。

番号9番、□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●  
●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△，△△△㎡、賃借料は△万  
△，△△△円で 10a 当たり△，△△△円です。こちらは相続  
地の処分です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業参加予  
定です。

番号10番、□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△，△△△㎡、賃借料は△  
△万円で 10a 当たり△，△△△円です。期間は 5 年間です。  
以前より貸借していた農地ですが、借主に更新の意思がないこ  
とから、期間満了をもって別人への貸付をするものです。

番号11番、□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●  
●●さんへの賃貸借、田△筆、畑△筆、計△万△，△△△㎡、  
賃借料は△万△，△△△円で 10a 当たり田畑ともに△，△△  
△円です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業参加予定で  
す。番号1番と同様に離農済みであり、以前より貸借していた  
農地を期間満了に伴い、別人へ貸し付けするものです。

番号12番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●  
●●●さんへの賃貸借、田△筆、△，△△△㎡、賃借料は△万  
△，△△△円で 10a 当たり△，△△△円です。期間は 7 年間  
です。こちらは番号2番と同様に相続地であり、離農のため貸  
し付けをするものです。

番号 13 番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●への賃貸借、畑△筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。期間は 5 年間です。こちらは期間満了に伴う貸借期間の更新となります。

番号 14 番、□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。期間は 5 年間です。こちらは農地利用集積円滑化事業により、6 年間の賃貸借をしていましたが、期間が満了したため、相対で再度貸借するものです。

番号 15 番から 17 番は、経営移譲による受け手変更です。報告第 1 号の 4 番から 6 番で合意解約の通知があったもので、字□□□□ ○○○○さんから後継者の●●●●さんへの変更となります。

番号 15 番、所有者 字□□□□ ○○○○さん、円滑化団体、美瑛町農業振興機構から字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、畑△筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。約 1 年 1 カ月平成 31 年 6 月 4 日までです。

番号 16 番、所有者 字□□□□ ○○○○さん、円滑化団体、美瑛町農業振興機構から字□□□□ ●●●●さんへ、畑△筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。残期間は約 1 年 9 カ月、平成 32 年 2 月 25 日までです。

番号 17 番、所有者字□□□□ ○○○○さん、円滑化団体、美瑛町農業振興機構から字□□□□ ●●●●さんへ畑△筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。期間は約 1 年 9 カ月、平成 32 年 2 月 25 日までです。

以上設定を受けるもの 17 件、10 名、3 法人、設定をするもの 17 件 9 名 2 法人、田 12 筆、5 万 9,505 ㎡、畑 44 筆、44 万 9,750 ㎡、計 56 筆、50 万 9,255 ㎡です。

以上で説明終わります。

○議 長 これより議案第 7 号、番号 3 番から番号 17 番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第 7 号、番号 3 番から番号 17 番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
- 議 長 議案第8号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第8号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について。  
 農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、審議を求めるものです。  
 別添の資料をご覧ください。  
 本計画は、農業委員会における活動の評価及び計画を記載するものです。評価及び計画の概要について説明させていただきます。  
 まず、平成29年度の評価についてご説明します。  
 Iの農業委員会に状況の1農業の概要につきましては、2015年発刊の農林業センサスの数字に基づき美瑛町農業の概要を記載しております。  
 2の農業委員会の現在の体制につきましては、平成29年7月に改選があったため、旧制度に基づく農業委員会と新制度に基づく農業委員会の両方の記載をしております。平成30年3月に鈴木委員の辞任があったことから定数15に対し実数14での記載となります。  
 II担い手への農地の利用集積・集約化の1現状及び課題並びに2平成29年度の目標及び実績につきましては、平成29年度の農地移動実績を算出根拠とし記載しております。  
 3目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価については、美瑛町では各地区の改善組合が中心となり農地の流動化に努めていることから記載のとおりといたしました。  
 III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1現状及び課題並びに2平成29年度の目標及び実績につきましては、平成29年度の新規参入者3名を記載しております。  
 3目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価については、美瑛町では農業振興機構が中心となり新規就農者支援に努めていることから記載のとおりといたしました。  
 IV遊休農地に関する措置に関する評価及びV違反転用への

適正な対応については、美瑛町に遊休農地及び違反転用案件は0とし、今後も農地パトロール等を引き続き行い、遊休農地違反転用の発生防止に努める旨記載しております

VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検からVIII事務の実施状況の公表等については平成29年度の各種業務の状況を取りまとめたものを記載しております。

平成30年度の計画については平成29年度の同様の活動計画を記載しております。

この内容にて平成29年の評価、平成30年の計画として決定頂ければ幸いです。

なお、今後、町のホームページにて公表することになります。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの議案第8号について、発言のある方は挙手願います。  
皆さんの方からご意見ありませんか。ありませんか。  
【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。  
議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案のとおり決定されました。

○議 長 以上をもちまして、第4回 美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年5月1日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

谷 本 憲 一

美瑛町農業委員

浦 島 規 生